



鳥取県公報

平成17年10月24日(月)
号外第171号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	港湾法施行細則の一部を改正する規則 (103) (空港港湾課)	1
	鳥取県立とっとり花回廊管理規則を廃止する規則 (104) (生産振興課)	2

———公布された規則のあらまし———

港湾法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県港湾管理条例の一部が改正され、平成18年4月1日から、ポートパークに指定管理者制度が導入されることに伴い、港湾法施行細則について所要の改正を行う。

2 規則の概要

次のとおり、指定管理者制度の導入に伴う所要の改正を行う。

- (1) 港湾施設への工作物等の設置許可申請に係る根拠条項を改める等所要の規定の整備を行う。
- (2) 施行期日は、平成18年4月1日とする。

鳥取県立とっとり花回廊管理規則の廃止について

1 規則の廃止理由

(1) 鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例 (以下「条例」という。)の一部が改正され、平成18年4月1日から、とっとり花回廊に指定管理者制度が導入される。

(2) これまで、鳥取県立とっとり花回廊管理規則 (以下「規則」という。)で規定されていたとっとり花回廊の開園時間、休園日等については、条例の一部改正に伴い、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めることとなった。

(3) (2)のほか、指定管理者制度が導入される施設について規則で特に定める事項がないことから、規則を廃止する。

2 規則の廃止期日

平成18年3月31日限りで廃止

規 則

港湾法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年10月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第103号

港湾法施行細則の一部を改正する規則

港湾法施行細則（昭和51年鳥取県規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用等の許可の申請)</p> <p>第2条 条例第3条第1項又は第8項の規定による許可（以下「使用等の許可」という。）を受けようとする者は、様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合その他特別の理由により事前に申請書を提出することができない場合は、電話その他の方法で申請することができる。</p> <p>2 前項の申請書には、岸壁又は物揚場を係留のために使用する場合及び船舶のための給水施設を使用する場合を除き、次の各号に掲げる書類（上屋を使用する場合にあっては、第4号に掲げる書類に限る。）を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>その1（岸壁又は物揚場を係留のために使用する場合）</p> <p>略</p> <p>その2～その4 略</p>	<p>(使用等の許可の申請)</p> <p>第2条 条例第3条第1項又は第4項の規定による許可（以下「使用等の許可」という。）を受けようとする者は、様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合その他特別の理由により事前に申請書を提出することができない場合は、電話その他の方法で申請することができる。</p> <p>2 前項の申請書には、岸壁、物揚場又はボートパークを係留のために使用する場合及び船舶のための給水施設を使用する場合を除き、次の各号に掲げる書類（上屋を使用する場合にあっては、第4号に掲げる書類に限る。）を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>その1（岸壁、物揚場又はボートパークを係留のために使用する場合）</p> <p>略</p> <p>その2～その4 略</p>

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

鳥取県立とっとり花回廊管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成17年10月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第104号

鳥取県立とっとり花回廊管理規則を廃止する規則

鳥取県立とっとり花回廊管理規則（平成11年鳥取県規則第6号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

